

(1) 平成29年度近江八幡市一般会計補正予算（第9号）

次のとおり平成29年度近江八幡市一般会計補正予算（第9号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年 3 月30日

近江八幡市長 富士谷 英 正

平成29年度 近江八幡市一般会計補正予算（第9号）

平成29年度近江八幡市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,313,506 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		10,987,097	40,000	11,027,097
	1 市民税	4,674,000	40,000	4,714,000
2 地方譲与税		200,000	22,648	222,648
	1 地方揮発油譲与税	60,000	4,515	64,515
	2 自動車重量譲与税	140,000	18,133	158,133
3 利子割交付金		8,000	12,677	20,677
	1 利子割交付金	8,000	12,677	20,677
4 配当割交付金		15,000	35,240	50,240
	1 配当割交付金	15,000	35,240	50,240
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000	55,944	60,944
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000	55,944	60,944
6 地方消費税交付金		1,100,000	177,039	1,277,039
	1 地方消費税交付金	1,100,000	177,039	1,277,039
7 自動車取得税交付金		40,000	42,492	82,492
	1 自動車取得税交付金	40,000	42,492	82,492
9 地方交付税		5,290,865	367,577	5,658,442
	1 地方交付税	5,290,865	367,577	5,658,442
16 寄附金		1,814,545	10,000	1,824,545
	1 寄附金	1,814,545	10,000	1,824,545
17 繰入金		3,088,105	△753,617	2,334,488
	2 基金繰入金	2,988,105	△753,617	2,234,488
歳 入 合 計		35,303,506	10,000	35,313,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,108,527	10,000	7,118,527
	1 総務管理費	6,558,580	10,000	6,568,580
歳 出 合 計		35,303,506	10,000	35,313,506